（都市計画法施行規則の一部改正）

第五条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第二十九条の九第六号の国土交通省令で定める事項） **第二十七条の六**　令第二十九条の九第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～三　（略）	（令第二十九条の九第五号の国土交通省令で定める事項） **第二十七条の六**　令第二十九条の九第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～三　（略）

（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（住宅団地の規模） **第一条**　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号。以下「令」という。）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める戸数とする。 一　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める戸数 イ　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）において定める法第二条第一項に規定する移転促進区域（以下「移転促進区域」という。）のうち、次に掲げる区域又は地域内の土地を含むものであつて、当該移転促進区域における災害を防止するための施設の整備が十分に行われていない場合　五戸 (1)～(5)　（略） (6)　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域 (7)　（略） ロ　（略） 二　（略）	（住宅団地の規模） **第一条**　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号。以下「令」という。）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める戸数とする。 一　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める戸数 イ　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）において定める法第二条第一項に規定する移転促進区域（以下「移転促進区域」という。）のうち、次に掲げる区域又は地域内の土地を含むものであつて、当該移転促進区域における災害を防止するための施設の整備が十分に行われていない場合　五戸 (1)～(5)　（略） (6)　（略） ロ　（略） 二　（略）

（日本下水道事業団法施行規則の一部改正）

第七条　日本下水道事業団法施行規則（昭和四十七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げるその標記部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条**　日本下水道事業団法（以下「法」という。）第二十八条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～八　（略）	（業務方法書の記載事項） **第一条**　日本下水道事業団法（以下「法」という。）第二十八条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～八　（略）